第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画

― 心豊かな 七尾っ子 応援計画 ―

令和２年３月

七　尾　市

はじめに

我が国の急速な少子化の進行、共働き家庭の増加や就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもやその家庭を取り巻く環境は複雑かつ大きく変化してきており、未来を創る子どもたちが、心豊かで健やかに成長していくためには、子どもと子育て家庭を社会全体で支えていく仕組みが重要です。

市では、平成２７年度の子ども子育て新制度のスタートとともに、第１期の「七尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、平成２９年度には、子ども・子育て基金を創設し、保育士の確保や子どもに関わる各種施策を展開してきています。また、平成３０年度には、放課後児童クラブを拡充し、受入体制の強化を進めるとともに、充実した保育サービスを提供するため、私立保育園や認定こども園といった民間活力を積極的に活用し、公立保育園の民営化を推進し、より良い子育て環境の整備も図ってきたところです。

また、国では、総合的な少子化対策を推進する一環として、令和元年１０月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートさせ、幼児教育の経済的負担軽減を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の環境整備に取り組んでいます。

このような中、第１期計画が令和元年度で終了することに伴い、令和２年度を始期とする新たな５か年の計画を策定しました。第１期計画の基本理念である「わくわく子育て　みんなで支えあう心豊かな七尾っ子」を引き継ぎ、第２次七尾市総合計画に掲げる「次代を担う輝く子どもたちを総ぐるみで育むまち」の実現に向け、これまで以上に子どもと子育て家庭を支える施策に取り組んでまいります。

次代を担う子どもたちは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。本計画の実現に向け、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた「七尾市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただいた市民の皆様、関係機関の方々に対して、心より厚くお礼を申し上げます。

令和２年３月

七尾市長　　不　嶋　豊　和

目　　次

第１章　計画策定の背景と趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１　計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　３　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　４　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　５　計画策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第２章　子どもと子育てを取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　１　子どもと家庭の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　（１）人口及び世帯数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　（２）児童の将来推計人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　（３）出生数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　（４）子どものいる世帯の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　（５）働く女性の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（６）子育て関連施設の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　２　ニーズ調査から見えた本市の子育て家庭の現状とニーズ ・・・・・・・・・・・・・9
　（１）調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　（２）結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第３章　計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　１　基本的な視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　２　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　３　基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第４章　子ども・子育て支援新制度とその展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　１　新制度がめざすもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　２　新制度の事業体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　（１）幼児期の教育・保育提供事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　（２）地域子ども・子育て支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　（３）保育の必要性の認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　３　本市における幼児期の学校教育・保育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・21
　（２）保育教諭や保育士等の資質向上のための支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 ・・・・・・・21
　（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・21
　（５）保育園及び認定こども園から小学校への円滑な接続のための連携 ・・・・・・・22

４　計画期間の量の見込みと確保方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（1）教育・保育提供区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（2）量の見込みと確保方策の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（3）教育・保育の量の見込みと確保方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（4）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ・・・・・・・・・・・ 26
第５章　子ども・子育て支援関連施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
１　施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
２　施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
基本目標Ⅰに対応する施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
基本目標Ⅱに対応する施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
基本目標Ⅲに対応する施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第６章　子ども・子育て支援事業計画の推進と点検・評価 ・・・・・・・・・・・・ 46
１　子ども・子育て支援事業計画推進の基本姿勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
２　事業の点検・評価と達成状況の報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
３　事業の実施状況等の公開とＰＤＣＡサイクル ・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
１　七尾市子ども・子育て会議委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
２　計画策定までの経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
３　用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第１章　計画策定の背景と趣旨

１　計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響をもたらすものとして懸念されています。また、核家族化の進行、女性の社会進出、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成１５年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

その後も進行する少子化に対し、国では、出産・子育て・就労を一体的に社会が支援する社会環境づくりや施策について、平成１９年の『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』、平成２２年の「子ども・子育てビジョン」を経て検討され、平成２４年８月には、「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連３法」が成立し、それに基づく「子ども・子育て新制度」（以下、「新制度」という。）が創設されました。

新制度では、子育てをめぐる諸課題の解決をめざし、地方自治体が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになりました。また、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、基礎自治体としての市区町村の権限と責任が大幅に強化されることになりました。

この度、「七尾市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第１期計画」という。）が令和元年度で最終年度を迎えることから、「第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援による子育ち・子育て環境の充実に取り組みます。

２　計画策定の趣旨

国の少子化対策と連動して、本市においても、平成１５年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成１７年３月に「七尾市児童福祉総合計画」を、平成２２年３月には「七尾市児童福祉総合計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進してきました。

平成 27 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新制度がスタートし、第１期計画を策定・推進してきました。第２期を迎える本市においても引き続き、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

3　計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、この計画は、これまで市が取り組んできた次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置づけ、第 1 期計画を踏まえながら、様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

4　計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの５年間とします。

5　計画策定体制

この計画は、「七尾市子ども・子育て会議」として位置付けした「七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会」において、平成 31 年 2 月に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果など市民の方の意見を踏まえて検討し、策定しました。

第２章　子どもと子育てを取り巻く現状と課題

１ 子どもと家庭の状況

（１） 人口及び世帯数の状況

① 人口・世帯

本市の人口は、昭和 55 年の 69,945 人をピークに減少に転じており、平成 27 年にはピーク時比 79.1%の 55,325 人となっています。世帯数は、平成 17 年まで緩やかな増加傾向が続いてきましたが、平成 22 年から減少傾向にあり、昭和 60 年に 3.7 人だった世帯当たり人員数は平成 27 年には 2.7 人にまで低下しており、核家族や高齢単身世帯の増加といった傾向がうかがえます。

■七尾市の人口、世帯数及び世帯当たり人員数の推移

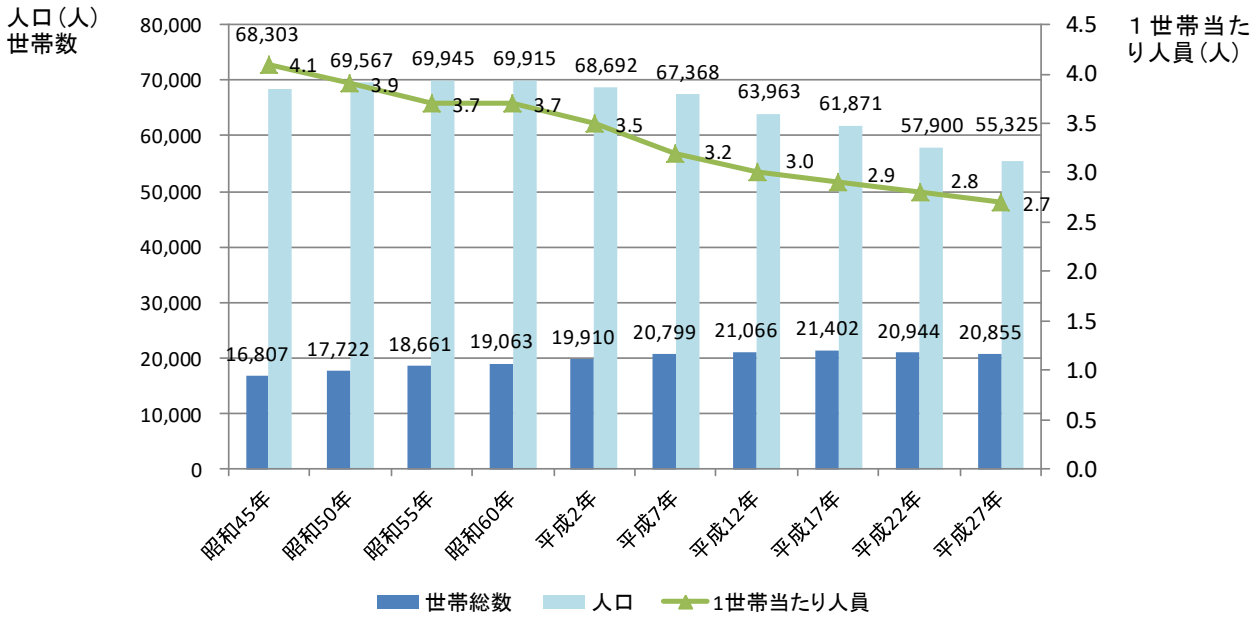

資料：国勢調査（昭和 45 年～平成 27 年）

年齢区分別では、年少人口（0～14 歳）の比率と生産年齢人口（15～64 歳）の比率が減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加しています。

■七尾市の年齢３区分別人口の推移

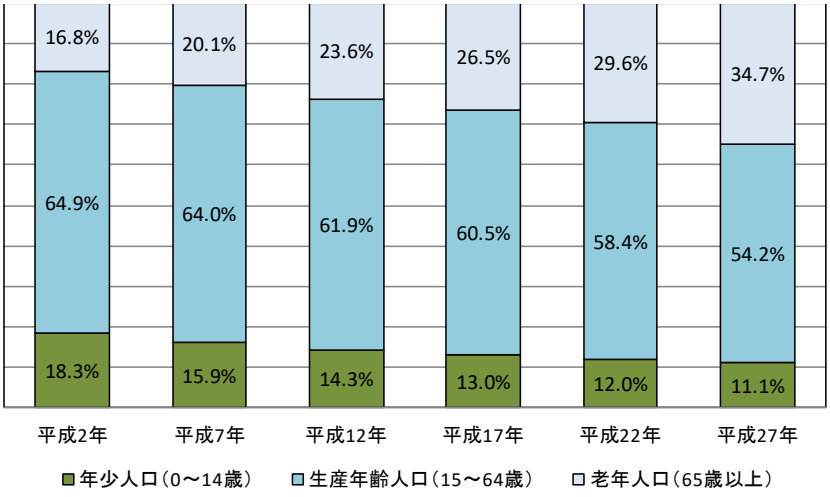

資料：国勢調査（平成 2 年～平成 27 年）

（２）児童の将来推計人口

①　０～５歳児の将来推計人口

本市の 0～5 歳の人口推計を見ると、平成 29 年には２千人を切り、翌年も同様となり、計画最終年度にあたる令和６年には、1,561 人になることが見込まれます。

■七尾市の０－５歳の将来推計人口

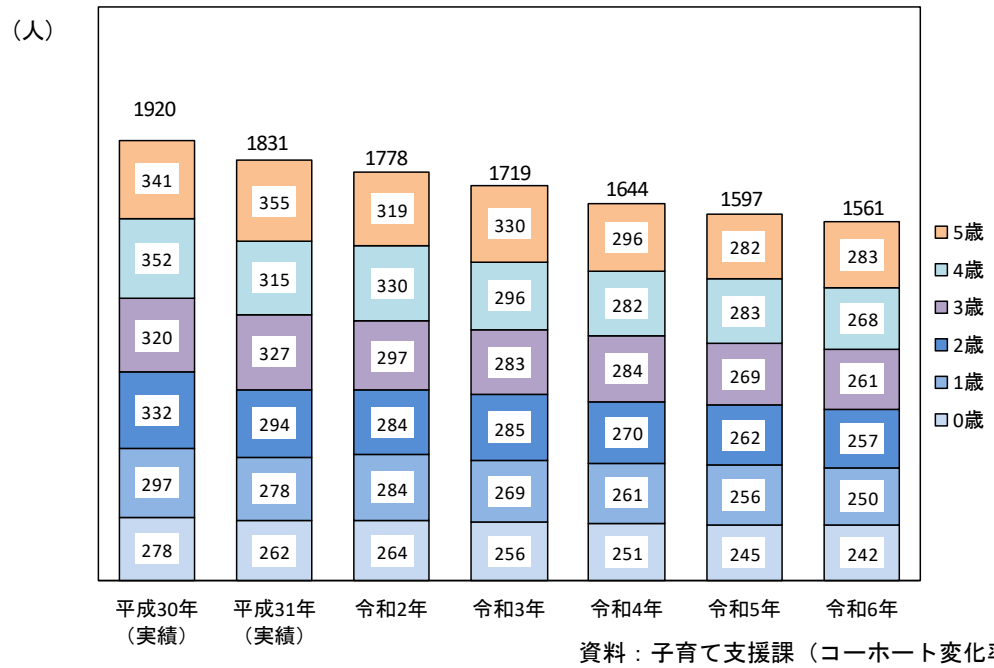

資料：子育て支援課（コーホート変化率法により算出）

②　６～１１歳児の将来推計人口

本市の 6～11 歳の人口推計を見ると、平成 28 年以降２千５百人を下回っており、計画最終年度にあたる令和６年には 1,923 人になることが見込まれます。

■七尾市の６－１１歳の将来推計人口

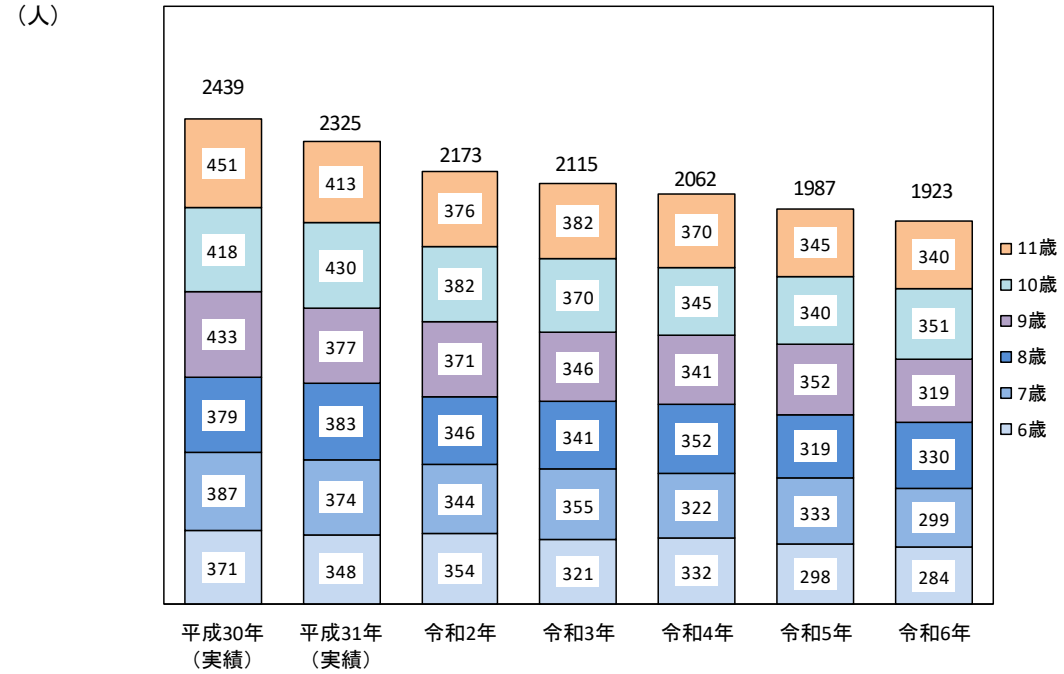

資料：子育て支援課（コーホート変化率法により算出）

（３）出生数の推移

本市の出生数は年々減少傾向にあり、人口 1,000 人当たりの出生数を比較すると、全国・県の平均値を下回っており、平成 30 年で石川県が 7.4 人であるのに対して、本市は 4.9 人となっています。

■七尾市の出生数の推移及び人口千人当たり出生数の推移

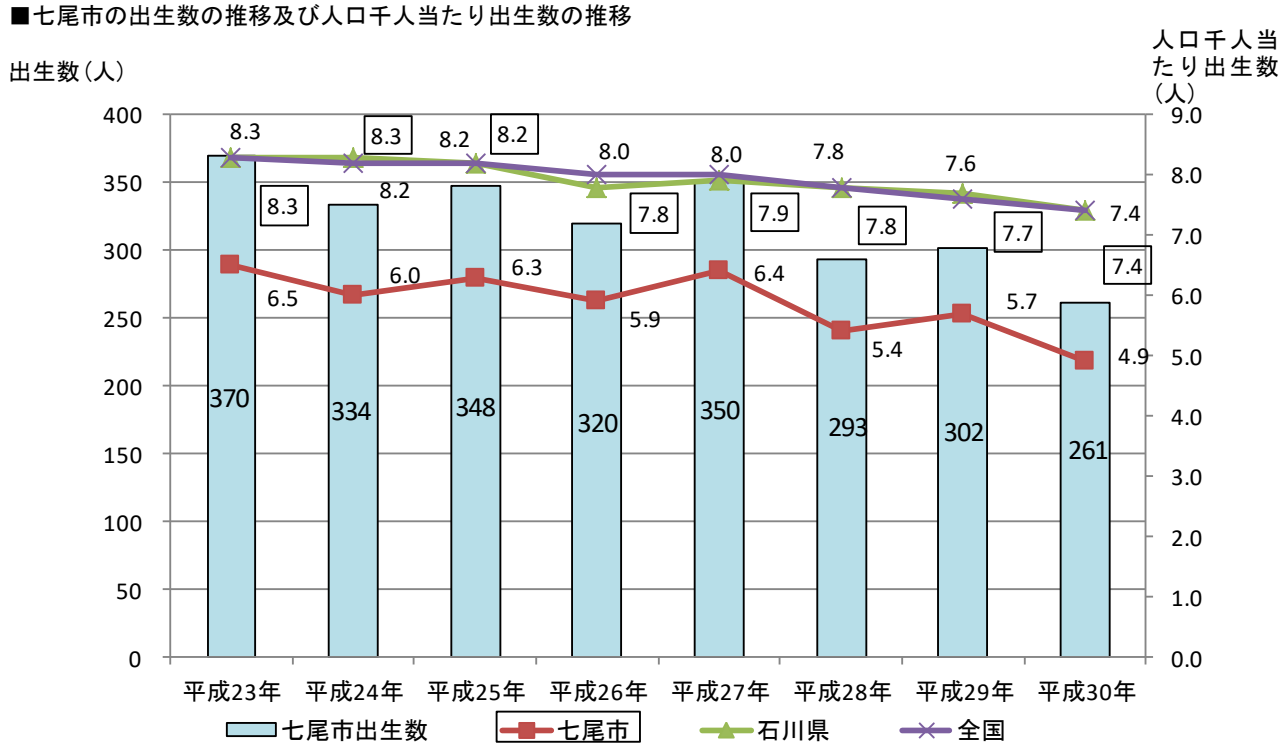

資料：衛生統計年報（石川県）、人口動態統計（全国）

（４）子どものいる世帯の状況

本市の一般世帯数は、平成 12 年から緩やかに増加し、平成 17 年をピークに緩やかに減少しており、平成 27 年の一般世帯数は 20,781 世帯となっています。6 歳未満・18 歳未満親族のいる世帯は、平成 12 年から減少傾向にあり、平成 27 年には 6 歳未満親族のいる世帯は 1,583 世帯で、18 歳未満親族のいる世帯は 4,266 世帯となっています。

■七尾市の 6 歳未満親族がいる世帯及び 18 歳未満親族がいる世帯数の推移

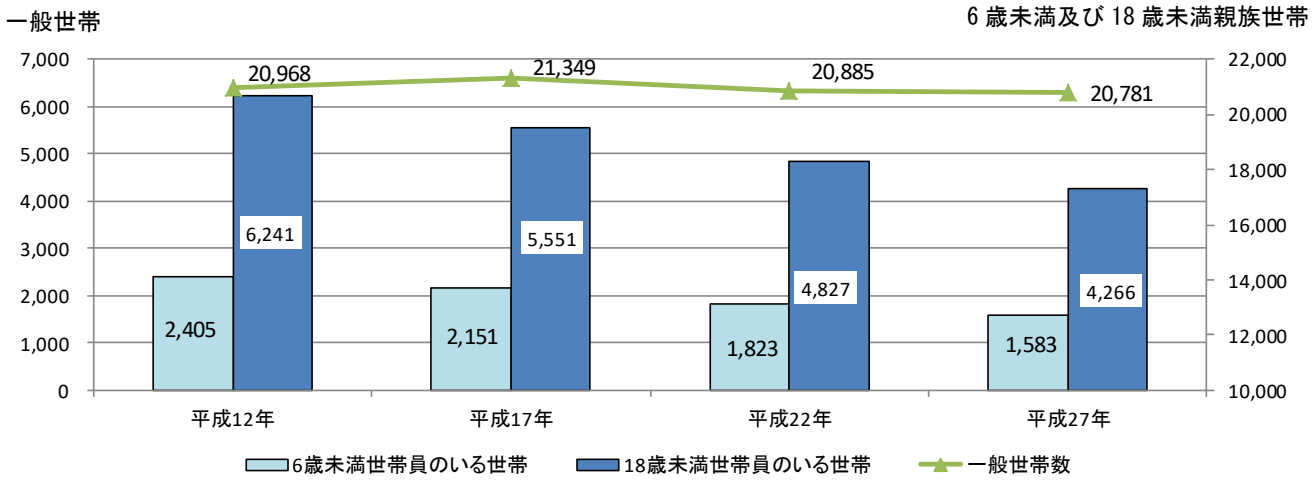

資料：「国勢調査（平成 12 年～平成 27 年）」

本市の父子世帯及び母子世帯の推移をみると、増加傾向にあり、平成 27 年には母子家庭（女親と子供から成る世帯）1,632 世帯、父子世帯（男親と子供から成る世帯）は 277 世帯となっており、中でも全世帯の 7.8%を占める母子世帯は子育て支援を考える上で重みを増しつつあります。

■七尾市の父子世帯及び母子世帯の世帯数の推移

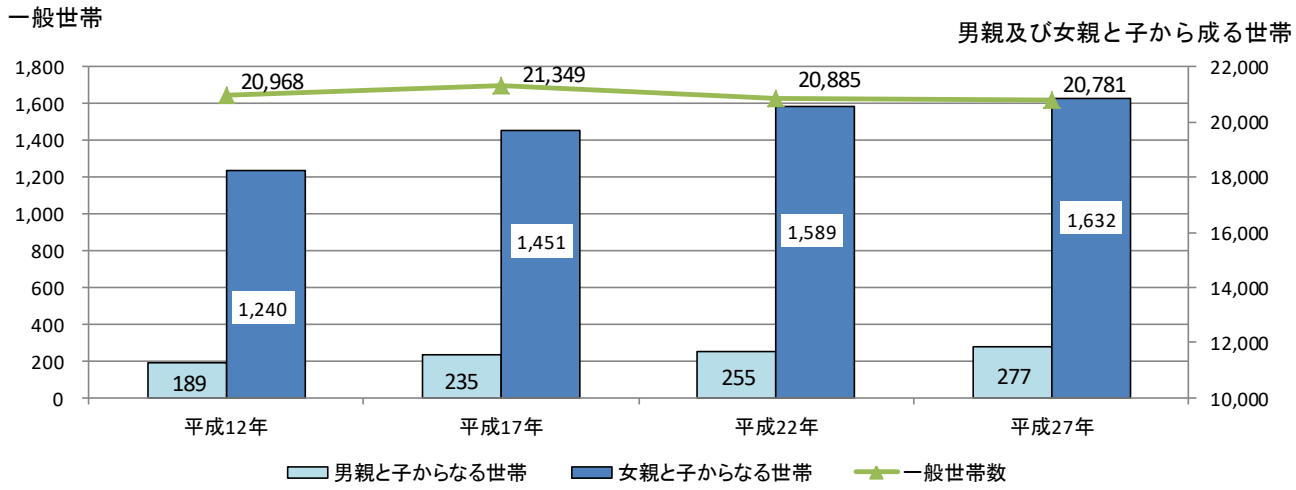

資料：「国勢調査（平成 12 年～平成 27 年）」

（５）働く女性の状況

① 女性の就業者数

本市の女性の就業者数及び就業率は、ともに減少傾向にありますが、平成 7 年以降は、男性に比べ減少傾向が緩やかなまま推移しており、働き手全体の中に占める女性就業者の比率が徐々に増しつつあります。

■七尾市の男女別の就業者数及び就業率の推移

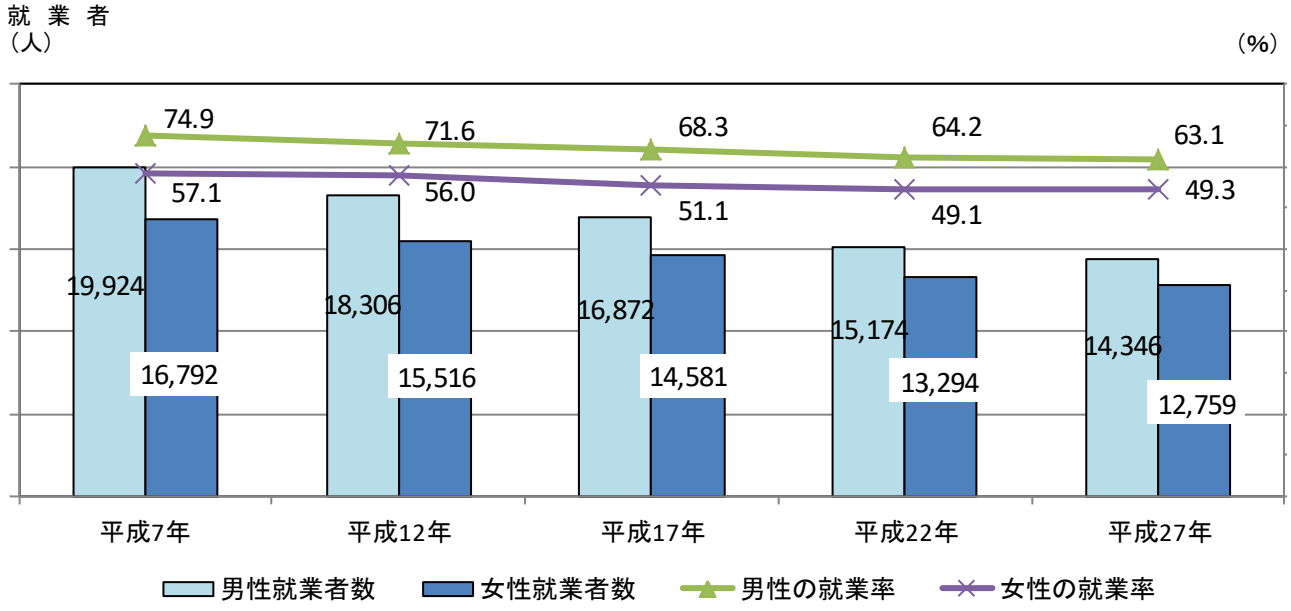

資料：「国勢調査（平成 7 年～平成 27 年）」

② 女性の労働力率

年齢層別に見た国の女性の労働力率は、20 代半ばと 50 代前後という二つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。これは、出産・育児を機にいったん離職・非労働力化し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しています。

本市において、平成 17 年～平成 27 年の女性の労働力率を比較してみると、平成 17 年の時点ですでにM字カーブが確認できないほど 20～54 歳までのどの年齢階層も労働力率が非常に高く、平成 27 年には 25～39 歳のすべての階層でさらに労働力率が高くなっていることから、出産・育児後に離職せず働き続ける女性がさらに増えていることがうかがえます。

また、平成 27 年においては、全国平均、石川県平均を上回っています。

■七尾市の女性の労働力率の推移

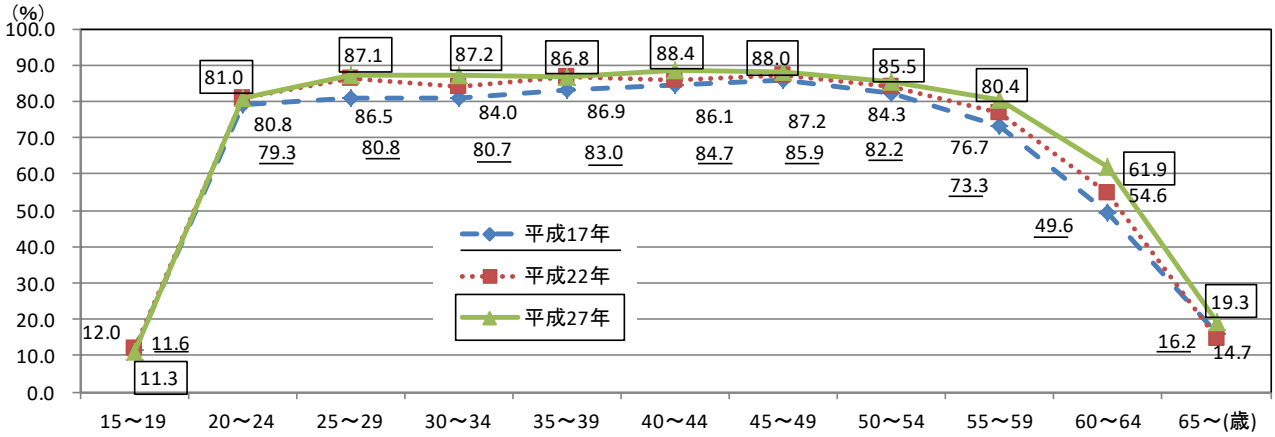

	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～（歳）
平成17年	11.6	79.3	80.8	80.7	83.0	84.7	85.9	82.2	73.3	49.6	16.2
平成22年	12.0	80.8	86.5	84.0	86.9	86.1	87.2	84.3	76.7	54.6	14.7
平成27年	11.3	81.0	87.1	87.2	86.8	88.4	88.0	85.5	80.4	61.9	19.3

資料：「国勢調査（平成17年～平成27年）」

■全国および石川県と比較した七尾市の女性の労働力率（平成 27 年）

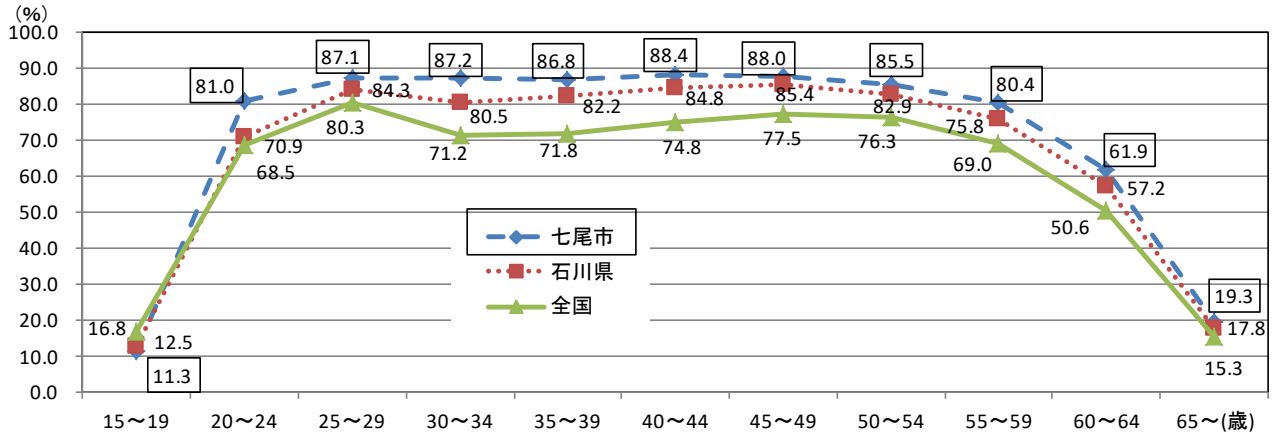

	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～（歳）
七尾市	11.3	81.0	87.1	87.2	86.8	88.4	88.0	85.5	80.4	61.9	19.3
石川県	12.5	70.9	84.3	80.5	82.2	84.8	85.4	82.9	75.8	57.2	17.8
全国	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3

資料：「国勢調査（平成27年）」

（６） 子育て関連施設の状況

① 認定こども園、保育園

区分		施設数（平成 31 年度）	定員（平成 31 年度）	入所児童数（R1.10.1）
幼保連携型認定こども園	私立	13 か所	1,222 名	1,165 名
保育園	公立	3 か所	255 名	198 名
	私立	5 か所	410 名	374 名
合　計		21 か所	1,887 名	1,737 名

② 地域子育て支援センター

区分	施設数（平成 31 年度）	延べ利用人数（平成 30 年度）	備考
地域子育て支援拠点事業実施施設	7 か所	19,537 人	0～5 歳児

③ 放課後児童クラブ

区分	施設数（平成 31 年度）	延べ利用人数（平成 30 年度）	備考
放課後児童健全育成事業実施施設	19 か所	6,749 人	

④ ファミリー・サポート・センター

区分	施設数（平成 31 年度）	延べ利用人数（平成 30 年度）	備考
ファミリー・サポート・センター	1 か所	24 人	

⑤ 病児保育施設

区分	施設数（平成 31 年度）	延べ利用人数（平成 30 年度）	備考
病児保育事業実施施設	1 か所	165 人	

⑥ ショートステイ、トワイライトステイ

区分	施設数（平成 31 年度）	延べ利用日数（平成 30 年度）	備考
ショートステイ実施施設	2か所	16 日	
トワイライトステイ実施施設	(うち市外１か所)	1,699 日	

2 ニーズ調査から見えた本市の子育て家庭の現状とニーズ

（1） 調査の概要

① 目的

「第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、子ども・子育てに関する生活実態とご意見ご要望を把握することを目的に、子どもの保護者を対象として「七尾市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

結果は全て「七尾市　子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書（令和２年３月）」に基づきます。

② 調査実施方法

調査地域	七尾市全域
調査期間	平成31年２月20日から３月１日
調査対象	①就学前児童の保護者：600件 ②小学校児童の保護者：600件
調査票の内容	①就学前児童の保護者 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業（保育園や認定こども園など）の利用状況や利用意向、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向、育児休業等の利用状況や利用意向
	②小学校児童の保護者 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方についての現状や希望
調査方法	①就学前児童の保護者 保育園・認定こども園等を通しての配布・回収、保育園・認定こども園等に入園していない児童については郵送により配布・回収しました。
	②小学校児童の保護者 小学校を通しての配布・回収、小学校名簿に名前のない児童については郵送により配布・回収しました。

③ 回収結果

区　分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
市全域	600人	467人	77.8%	600人	526人	87.7%

（２）結果の概要

① 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者

平成 31 年に行ったニーズ調査の結果を見ると、就学前児童のいる世帯では、子どもの数は「２人」が 48.0%ともっとも多く、「３人」が 22.3%、「１人」が 21.6%の順となっており、２人以上の育児を行う家庭が 76.7%であることがわかります。一方、就学児童（小学校児童）のいる世帯では、「２人」が 43.2%、次いで「３人」「１人」の順となっており、２人以上の子どもの育児を行う家庭が 84.9%となっています。

■子育て世帯の子どもの人数

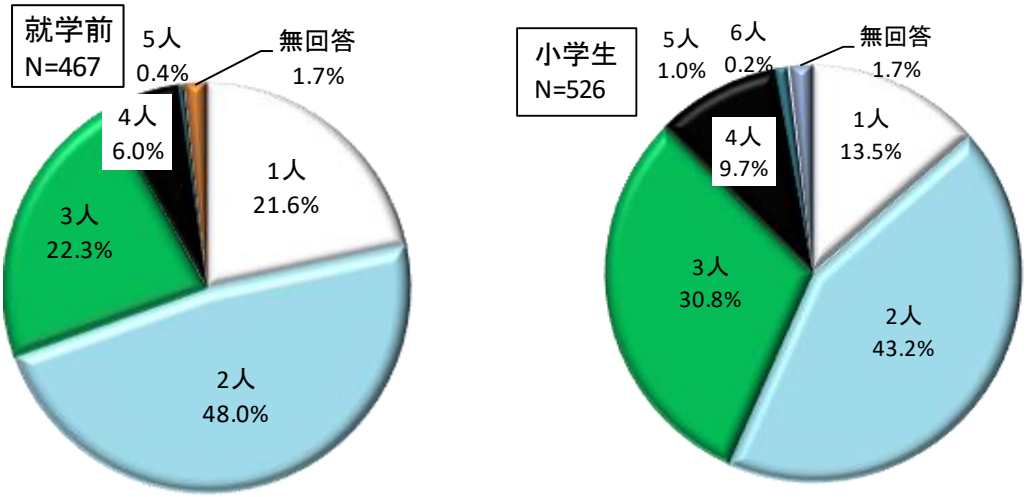

このうち、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方をみると、「父母ともに」が 64.0%で最も多く、次いで「主に母親」、「主に祖父母」の順となっています。「緊急時等には（祖父母等の親族に）みてもらえる」が 55.5%、「日常的にみてもらえる」が 47.1%と、多くが親族等協力者の支援を得ている一方、育児に際し孤立状態となりがちな「いずれもいない」との回答が 7.3%となっています。

■日常的に子育てに関わっている方

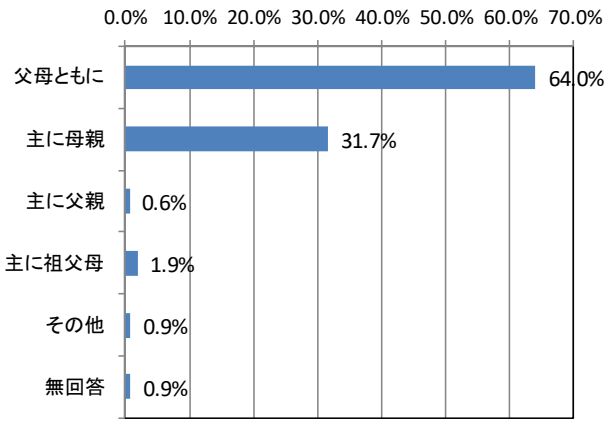

■主な親族等協力者の状況

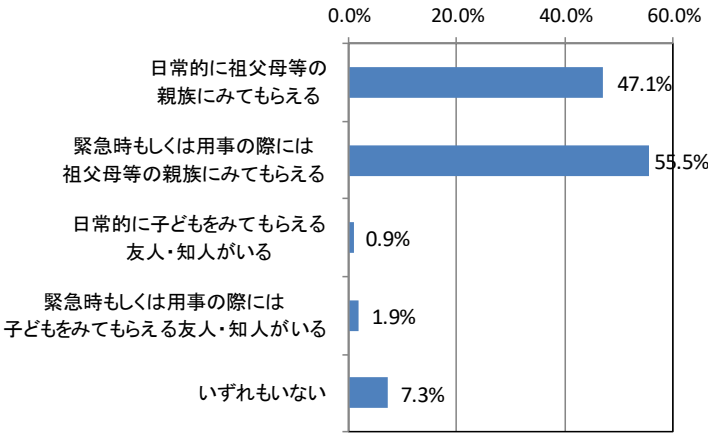

② 母親の就労状況

就学前児童の母親の場合、フルタイム、パート・アルバイト等の就業形態に関わらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が 82.7%となっており、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が 9.7%います。

また、就学児童の母親は、「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が 89.9%となっており、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方は 2.5%となっています。

■母親の就労状況

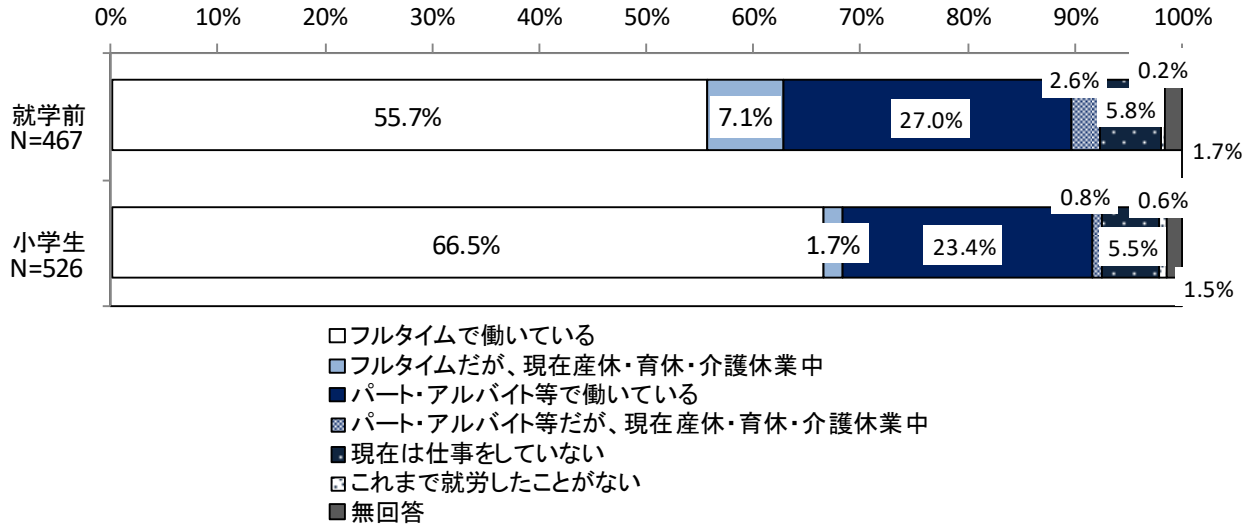

母親の就労日数をみると、就学前児童と就学児童の母親ともに「週あたり５日」が 75.6%、73.5%と多く、「週あたり６日以上」は 13.7%、18.3%であることから、必要に応じた休日保育事業などの整備が求められていると考えられます。

■母親の週あたりの就労日数

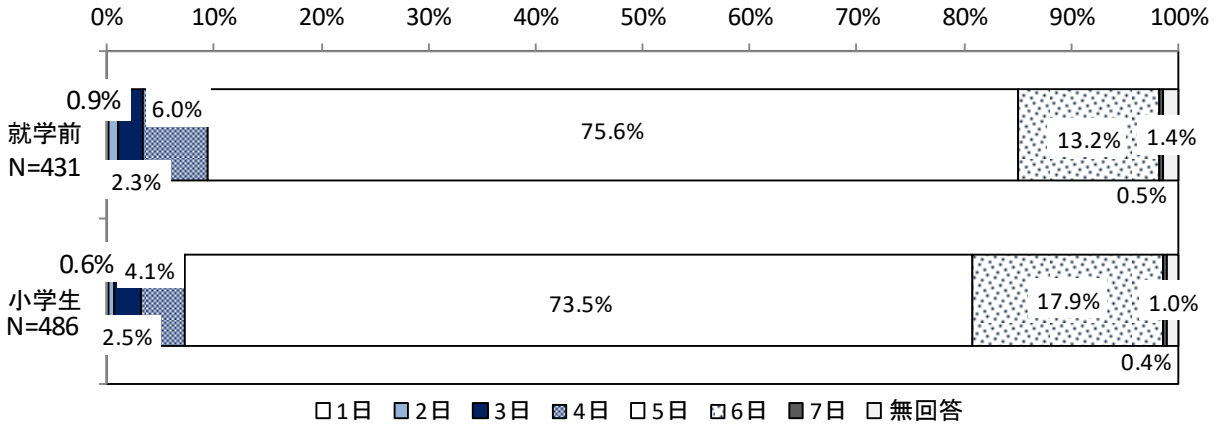

母親の出勤時間をみると、就学前児童と就学児童の母親ともに、「7 時台」と「8 時台」が多くなっています。

■母親の出勤時間（時間帯）

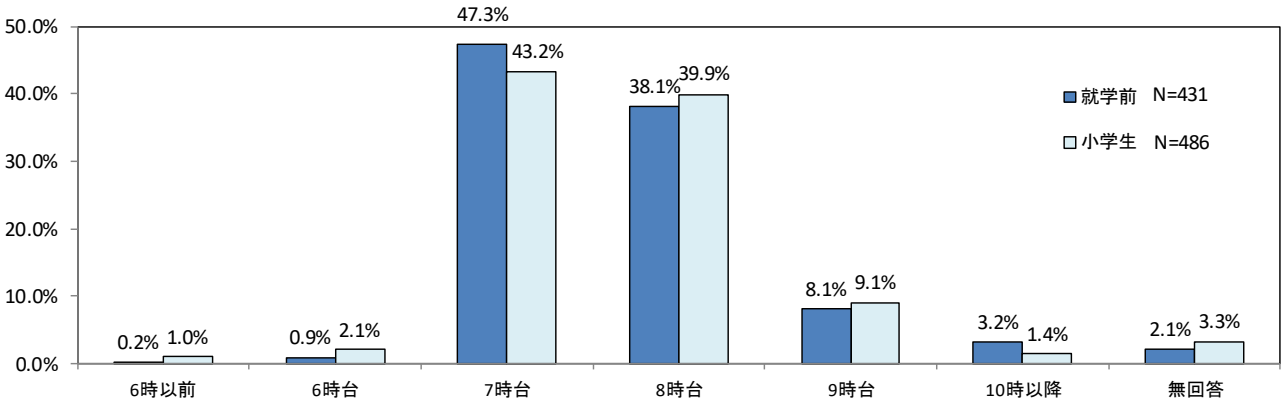

帰宅時間は「18-19 時台」が最も多く「16-17 時台」がこれに続き、「20-21 時台」以降が少ないことから、保育の延長は「18-19 時台」までを主体としつつ、少数ながらより配慮が必要な「20-21 時台」「22 時以降」の帰宅者への対応策の整備も求められます。

■母親の帰宅時間（時間帯）

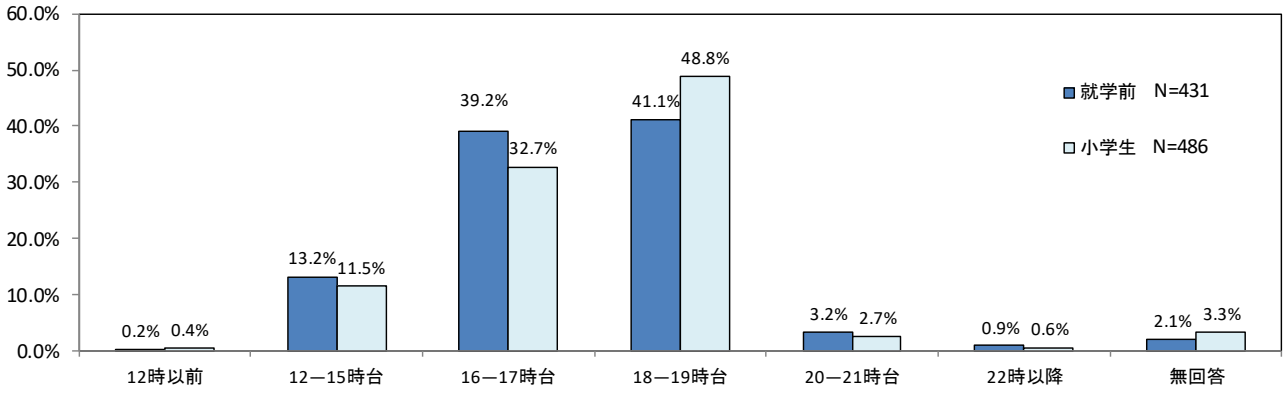

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「１年以内に就労したい」とする方が、就学前児童の母親で 57.1%、就学児童の母親で 34.4%あり、就労希望者全体の希望する就労形態をみると「フルタイム」が就学前児童母で 43.8%、就学児童母で 36.4%あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者も一定数が見込まれます。

■現在就労していない母親の今後の就労希望

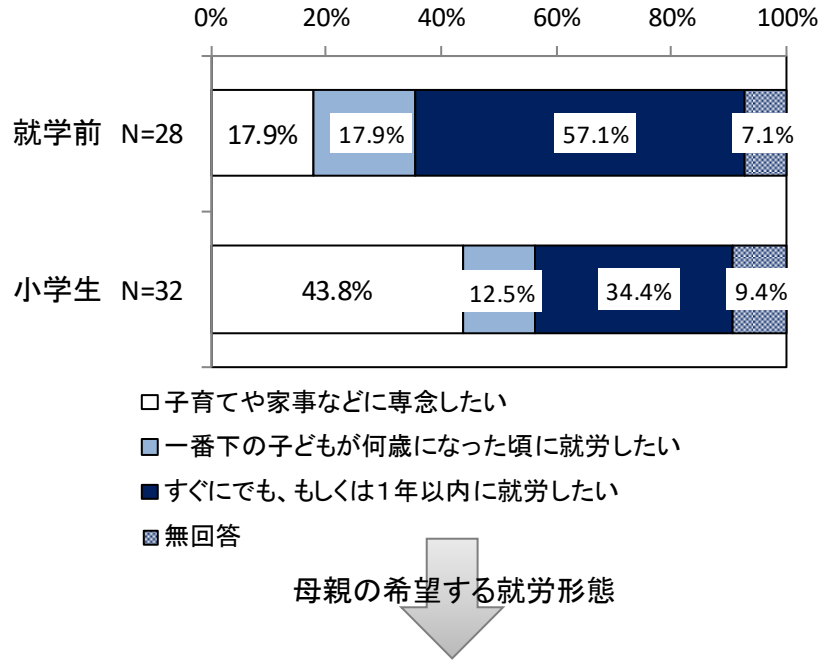

母親の希望する就労形態

■就労を希望する母親の希望就労形態

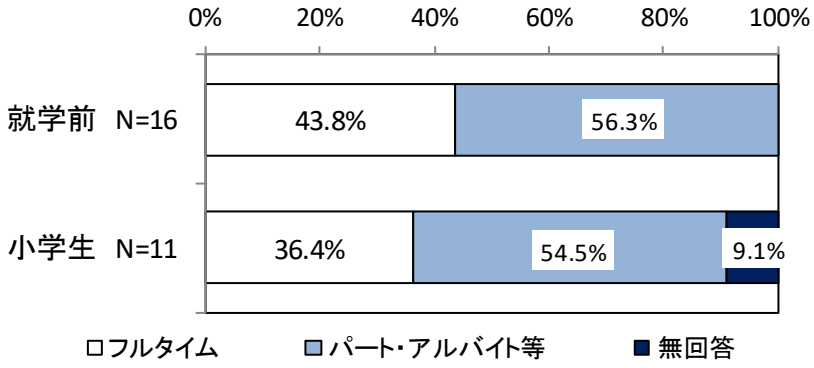

③　平日の教育・保育施設の利用状況

本市では、平日の定期的な教育・保育施設を利用している就学前児童が全体の 97.4%を占めています。そのうち、「認定こども園」の利用が最も多く 63.3%、続いて「保育園」の利用が 36.5%、「幼稚園等の預かり保育」の利用が 0.7%となっています。

■平日の定期的な教育・保育施設の利用状況

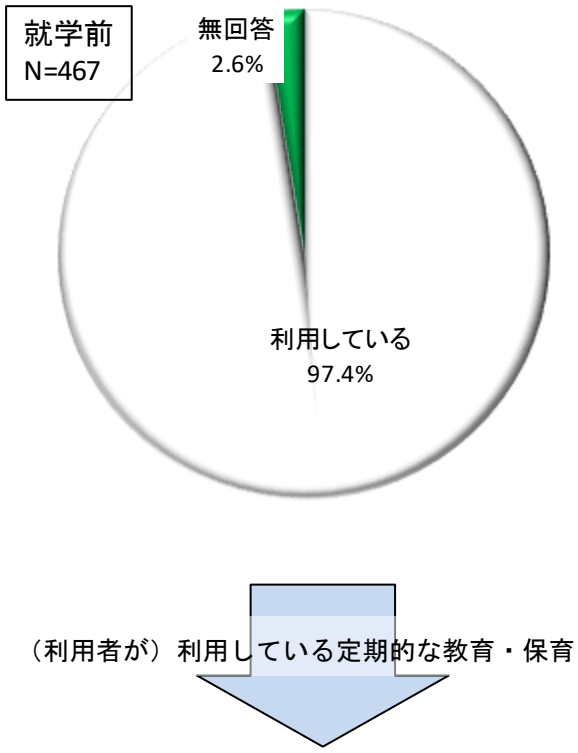

■利用している定期的な教育・保育施設

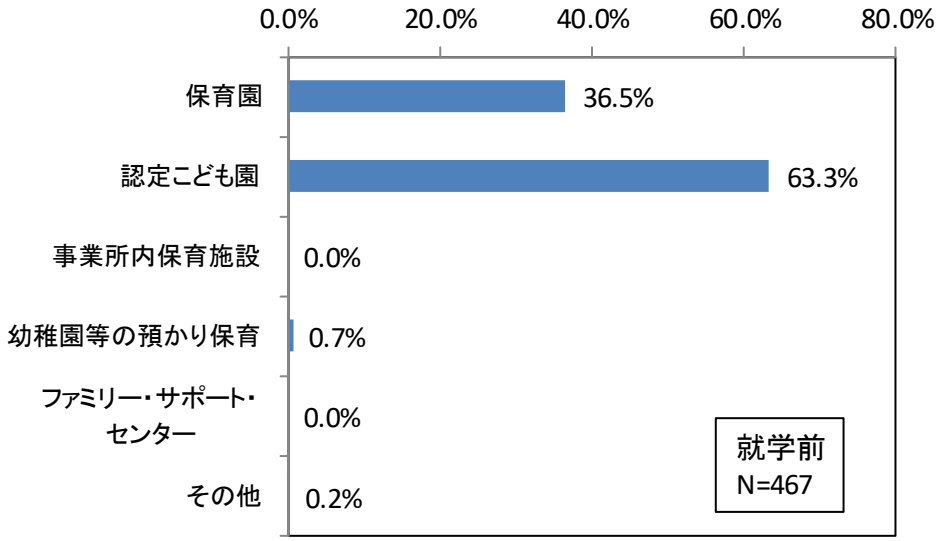

定期的な教育・保育施設を利用する理由のほとんどは、「現在就労している」90.1%と「子どもの教育や発達のため」64.4%に集中しています。

■定期的な教育・保育施設を利用する理由

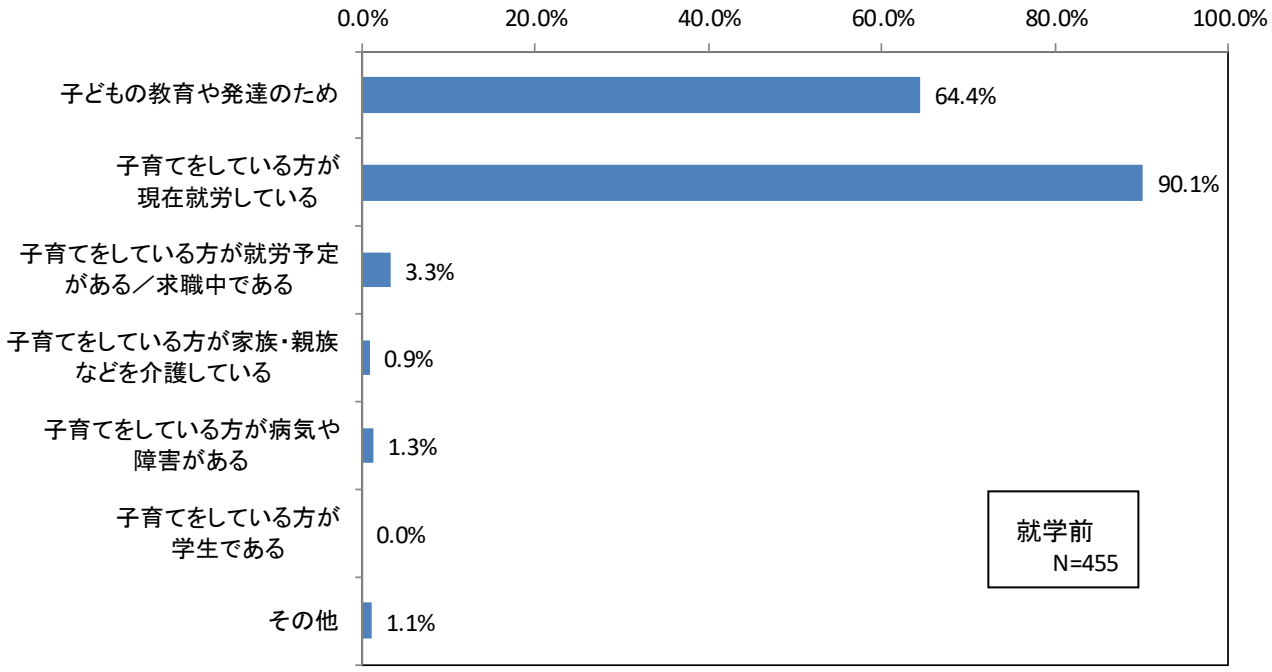

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本的な視点

この計画では、国の指針（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）に即しながら第１期計画で掲げた基本的視点を引き継ぎ、「１.子どもの視点」、「２．次代の親づくりの視点」、「３．サービス利用者の視点」、「４．地域社会全体による支援の視点」の４つの基本的な視点に立ち、計画を策定します。

１．子どもの視点

明日を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現されるよう、七尾市で生まれ育っているすべての子どもたちが、家庭環境や障害の有無に関係なく、心身とも健やかに育つための環境づくりの取組みを進めます。

２．次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となりうるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組みを進めます。

３．サービス利用者の視点

核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化、過疎化等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しているため、これらのニーズに柔軟に対応できるよう、サービス利用者の視点に立った取組みを進めます。

４．地域社会全体による支援の視点

子育ての基本的役割は家庭にあるという認識のもと、地域社会の一員である子どもを健やかに育むためには、家庭はもとより地域、団体、企業、行政等がそれぞれの責務を担いながら、連携と協力を図っていくという考えに立ち、すべての子どもと子育て家庭を地域で支えあう体制づくりの取組みを進めます。

２ 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）等に即した基本理念とします。

「わくわく子育て　みんなで支えあう　心豊かな七尾っ子」

Ⅰ　「子どもの最善の利益が実現されるよう、七尾っ子一人ひとりの個性を尊重し、健やかで心豊かに育つような環境づくりを進める」

Ⅱ　「保護者が子育てを通して、親として成長し、子育てや子どもの成長に伴い喜びや生きがいを実感できるよう、男女が協力して子育てできる環境づくりを進める」

Ⅲ　「子育てや親育てを家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野のすべての構成員で支える社会づくりを進める」

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。

明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の七尾市が発展するために欠かせないものであり、そのためにも子どもたちを社会全体で応援していくことが重要です。

このため、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成されるように子育て支援の充実や、子どもと家庭を地域全体で応援していく取組みなどを推進し、安心して子どもを産み育てられるように地域住民みんなで応援していく必要があります。

本計画では、「わくわく子育て　みんなで支えあう　心豊かな七尾っ子」を基本理念として、未来を担う七尾市のすべての子どもたちが、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、健やかで心豊かに育つことができるよう、また、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育ての喜びや生きがいを実感しながら子育てができるよう、子育てや親育てを地域社会全体で支えるまちづくりを目指します。

３ 基本目標

本計画の基本目標については、基本理念に基づき、次の３項目を設定します。

基本目標Ⅰ　　【子ども】
子どもの視点に立ち、すべての子どもの学びと育ちを応援する

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、七尾市の豊かな自然と風土のなかで、家庭環境や障害の有無に関係なく、すべての子どもたちが心身ともにたくましく育つことができるような環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅱ　　【家庭】
家族が支えあい、楽しく子育てできるよう応援する

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを実感しながら子育てできるような環境づくりに取り組みます。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を構築し、子育てをしているすべての家庭が、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ　　【地域】
地域社会全体で支えあい、子育て家庭を応援する

家庭を中心に学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野のすべての人々が、子ども・子育て支援の重要性を理解し、各々が協働して、それぞれの役割を果たすことができるよう、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

第４章　子ども・子育て支援新制度とその展開

１ 新制度がめざすもの

新制度がめざすものは以下の４つに集約できます。

◎ **共通の給付による子ども・子育て支援**

幼稚園、保育園、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、２つの公的な財政支援を創設しました。

◎ **保育の量的確保、質の改善**

多様な形態の小規模保育を支援する「地域型保育給付」によって保育の量的確保を図るとともに、職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の質的充実を目指します。

◎ **認定こども園制度の改善**

「幼保連携型認定こども園」を学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ単一の施設として位置付け、認可・認定や指導監督などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

◎ **地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実**

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置づけ、その拡充を図ります。

２ 新制度の事業体系

（１）幼児期の教育・保育提供事業

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育園の２つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育園に加えて、両方の良さを併せもつ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されました。

また、20 人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」が創設され、市が必要に応じ認可を検討します。

（２）地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしています。この地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に挙げられる事業です。

（３）保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき教育・保育施設利用のための認定をあらかじめ行ったうえで、施設型給付等を支給する仕組みとなっています。認定は、下表に示した次の１～３号の区分で行われます。

■認定区分に対応する対象者および対象施設

認定区分	対象者	対象施設
１号認定	満３歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
３号認定	満３歳未満で、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 小規模保育等

保育の必要性の認定（２号、３号の認定）は、以下の表に示した「事由」「区分」「優先順位」という３点を勘案して行います。

■保育の必要性の認定基準

	保育の必要性の認定（２号、３号の認定）要件
事由	①就労 就労形態（フルタイム、パートタイムなど）、就労時間など
	②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やＤＶのおそれがあること、育児休業時に既に保育を利用していること、その他本市が定める事由
区分 （保育の必要量）	①保育標準時間 主にフルタイム就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイム就労を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性の高い場合、虐待やＤＶのおそれがある場合など

３ 本市における幼児期の学校教育・保育

（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることをめざしています。幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向をふまえながら、本市においては、これまで認定こども園の整備を進めてきました。

（２）保育教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育のめざすところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる保育教諭や保育士等の人材確保や資質向上が不可欠であり、本市でも、人材の確保や育成に努めます。

保育教諭や保育士等の資質の向上と人材育成を図るために、双方が学校教育・保育の共通理解を図り、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催、人事交流等を推進します。

「すべての子どもの健やかな育ち」や「子どもの最善の利益の保障」の重要性に鑑み、障害児など特に配慮を要する子どもについて、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携の強化とともに、担当職員の資質向上に努めます。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要となります。

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設です。一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、３歳児未満の保育を、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。教育・保育施設を利用しない在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭の多様なニーズに応え、子育て支援を総合的に質・量ともに充実させる役割を担っています。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実を図ることが可能となります。

さらに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援はもとより、地域型保育事業を利用した満３歳未満のこどもが、満３歳以降も保育園、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられる

ための配慮も必要です。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

（５）保育園及び認定こども園から小学校への円滑な接続のための連携

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものです。それだけに、保育園及び認定こども園には、幼児期の学校教育・保育の充実を図ることはもとより、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めることが求められます。

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と保育園・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

こうしたことから、保育園・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

4 計画期間の量の見込みと確保方策

（１） 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、該当区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、子どもの人数と現在の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を全市一体として定め、ニーズ量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。

（２）量の見込みと確保方策の基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、認定こども園や保育園などの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、必要とされる量の見込みを算出し、提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることになっています。

【量の見込みの基本的な考え方】

量の見込みについては、「児童の将来推計人口」と「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果をもとに、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」による算出方法により、「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定しました。ただし、利用実績と比較し、大きな乖離が生じているものについては、実態に見合う数値補正を行いました。

【確保方策の基本的な考え方】

教育・保育の確保方策については、認定こども園と保育園に対し実施した利用定員意向調査の結果を基に設定しました。

また、地域子ども・子育て支援事業の確保方策については、量の見込みを上回るように設定しました。

（３）教育・保育の量の見込みと確保方策

令和２年度から令和６年度までの就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>教育を希望する児童や保育を必要とする児童に対して、認定こども園や保育園などの施設において必要量を確保し、質の高い教育・保育を提供します。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>１号認定　満３歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども
（保育の必要なし）
２号認定　満３歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども
３号認定　満３歳未満で、保育を必要とする子ども</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施施設数（平成 31 年度）
幼保連携型認定こども園　１３施設（私立１３施設）（定員　1,222 名）
保育園　８施設　（公立３施設　私立５施設）（定員　　665 名）
◎対象児童数（平成 31 年４月１日現在）
１号認定　３歳以上　７８名
２号認定　３歳以上　９３６名
３号認定　１・２歳児　５１０名
０歳児　６６名
◎利用実績
<table><tr><th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>認定こども園</td><td>567 人</td><td>859 人</td><td>1,008 人</td></tr><tr><td>保育園</td><td>1,166 人</td><td>819 人</td><td>633 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,733 人</td><td>1,678 人</td><td>1,641 人</td></tr></table>
<table><tr><th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>１号認定</td><td>85 人</td><td>81 人</td><td>81 人</td></tr><tr><td>２号・３号認定</td><td>1,648 人</td><td>1,597 人</td><td>1,560 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,733 人</td><td>1,678 人</td><td>1,641 人</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>教育・保育の確保方策については、認定こども園と保育園に対し実施した利用定員意向調査の結果を基に設定しました。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

		1号	2号		3号	
			教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和2年度	①量の見込み	70 人	46 人	876 人	103 人	561 人
	②確保方策（認定こども園・保育園）	114 人	49 人	930 人	190 人	584 人
	②－①	44 人	3 人	54 人	87 人	23 人
令和3年度	①量の見込み	68 人	45 人	855 人	101 人	542 人
	②確保方策（認定こども園・保育園）	110 人	49 人	930 人	193 人	588 人
	②－①	42 人	4 人	75 人	92 人	46 人
令和4年度	①量の見込み	64 人	43 人	812 人	100 人	542 人
	②確保方策（認定こども園・保育園）	111 人	49 人	922 人	192 人	570 人
	②－①	47 人	6 人	110 人	92 人	28 人
令和5年度	①量の見込み	62 人	42 人	788 人	98 人	532 人
	②確保方策（認定こども園・保育園）	111 人	49 人	928 人	192 人	575 人
	②－①	49 人	7 人	140 人	94 人	43 人
令和6年度	①量の見込み	61 人	41 人	765 人	97 人	523 人
	②確保方策（認定こども園・保育園）	111 人	49 人	919 人	188 人	568 人
	②－①	50 人	8 人	154 人	91 人	45 人

※上記数値には「他市町の子ども」も含まれています。

（４）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①　時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の 11 時間及び保育短時間の８時間）を超えて保育を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>0～5 歳児</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施施設数（平成 31 年度）：19 施設
公立保育園　３施設（午後７時まで）
私立保育園　５施設（午後７時～午前０時まで）
私立認定こども園　11 施設（午後７時～午前１時まで）
◎利用実績
<table>
<tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr>
<tr><td>実施施設数</td><td>21 か所</td><td>21 か所</td><td>19 か所</td></tr>
<tr><td>実利用人数</td><td>559 人</td><td>584 人</td><td>591 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく算出方法によらず、過去３カ年のうち最も多い数値を基に算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>量の見込みの人数が現状を大きく上回らないことから、今後も継続して事業を実施します。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
②確保方策	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
②－①	０人	０人	０人	０人	０人

② 放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対して、適正な遊び場及び生活の場を提供し、健全に育成することを目的とする事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>小学生</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）：19 箇所

◎利用実績（実利用人数）
<table>
<tr><th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr>
<tr><td>低学年</td><td>429 人</td><td>406 人</td><td>486 人</td></tr>
<tr><td>高学年</td><td>47 人</td><td>53 人</td><td>77 人</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>476 人</td><td>459 人</td><td>563 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>小学生を対象としたニーズ調査結果を利用し、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>量の見込みが現状を上回ることから、量の見込みに対応するための供給確保に努めていきます。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	低学年	511 人	516 人	521 人	526 人	532 人
	高学年	99 人	100 人	101 人	102 人	103 人
	合計	610 人	616 人	622 人	628 人	635 人
②確保方策	低学年	606 人	606 人	606 人	606 人	606 人
	高学年	117 人	117 人	117 人	117 人	117 人
	合計	723 人	723 人	723 人	723 人	723 人
②－①		113 人	107 人	101 人	95 人	88 人

③　子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に一定期間、養育・保護を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>18 歳未満の子ども</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）：七尾市１箇所（ななお乳児園）
穴水町１箇所（あすなろ学園）

◎利用実績（ななお乳児園）
<table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>延べ利用人数</td><td>11 人日</td><td>12 人日</td><td>16 人日</td></tr></table>※開所日数：365 日</td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく算出方法によらず、過去 5 カ年のうち最も多い数値を基に算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>ショートステイ事業の実施施設は、市内に１箇所、市外に１箇所委託しています。現施設において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めていきます。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
②確保方策	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
②－①	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日

④　地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>小学校就学前の児童（主としておおむね３歳未満の児童）
※当計画の量の見込みは 0～2 歳児</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）：７箇所

◎利用実績（就学前児童 0～5 歳児）
<table>
<tr><th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr>
<tr><td>延べ利用人数</td><td>22,369 人日</td><td>18,787 人日</td><td>19,537 人日</td></tr>
<tr><td>箇所数</td><td>８箇所</td><td>８箇所</td><td>７箇所</td></tr>
</table>
※0～2 歳児で集計していないため、0～5 歳児で記載</td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>０～２歳児を含め、就学前の児童全てに対応できる体制となるよう供給確保に努めていきます。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

<table>
<tr><th></th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>①量の見込み</td><td>14,904 人日</td><td>14,483 人日</td><td>14,441 人日</td><td>14,165 人日</td><td>13,962 人日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②確保方策</td><td>24,000 人日</td><td>23,800 人日</td><td>23,600 人日</td><td>23,400 人日</td><td>23,200 人日</td></tr>
<tr><td>７箇所</td><td>７箇所</td><td>７箇所</td><td>７箇所</td><td>７箇所</td></tr>
<tr><td>②－①</td><td>9,096 人日</td><td>9,317 人日</td><td>9,159 人日</td><td>9,235 人日</td><td>9,238 人日</td></tr>
</table>

⑤　一時預かり事業

（ア）一時預かり事業（幼稚園型）

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>3～5 歳児</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）：３箇所（幼保連携型認定こども園）

◎利用実績
<table>
<tr><th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr>
<tr><td>延べ利用人数</td><td>7,669 人日</td><td>8,733 人日</td><td>6,907 人日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>１号認定の一時預かり（幼稚園型）については、国の手引きの算出方法によらず、１号認定の量の見込みや利用実績、保育園から認定こども園への移行状況などを考慮し、算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>保育園から認定こども園への移行等に伴う増加量の見込みに対応できるような確保方策に努めていきます。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日
②確保方策	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日
②－①	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日

（イ）一時預かり（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>保育園等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、児童を一時的に預かる事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>0～5 歳児</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）
・一時預かり事業：22 箇所（公立保育園 3 箇所、私立保育園 5 箇所、親子ふれあいランド 1 箇所、認定こども園 13 箇所）
・ファミリー・サポート・センター：1 箇所
・トワイライトステイ（0～9 歳児まで受け入れ可能）：2 箇所

◎利用実績（延べ利用人数）
<table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>一時預かり</td><td>2,864 人日</td><td>1,437 人日</td><td>3,548 人日</td></tr><tr><td>ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ</td><td>23 人日</td><td>106 人日</td><td>24 人日</td></tr><tr><td>トワイライトステイ</td><td>539 人日</td><td>844 人日</td><td>1,699 人日</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,426 人日</td><td>2,387 人日</td><td>5,271 人日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>現施設において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めていきます。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		6,409 人日	6,247 人日	6,064 人日	5,920 人日	5,793 人日
②確保方策	一時預かり	4,600 人日	4,500 人日	4,400 人日	4,400 人日	4,400 人日
	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
	ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ	1,800 人日	1,800 人日	1,700 人日	1,700 人日	1,700 人日
	合計	6,500 人日	6,400 人日	6,200 人日	6,200 人日	6,200 人日
②－①		91 人日	153 人日	136 人日	280 人日	407 人日

⑥　病児保育事業

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育園等において一時的に保育する事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>0～5 歳児</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）
・病児対応型：１箇所（病児保育室あんず（恵寿病院内）、３名定員）
・体調不良児対応型：15 施設（公立保育園 3 箇所、私立保育園 4 箇所、私立認定こども園 8 箇所）
※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）における病児・緊急対応強化事業は本市では実施していません。

◎利用実績（延べ利用人数）
<table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>病児対応型</td><td>139 人日</td><td>157 人日</td><td>165 人日</td></tr><tr><td>体調不良児対応型</td><td>2,208 人日</td><td>2,066 人日</td><td>2,201 人日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>病児対応型については、量の見込みのうち、ニーズ調査で「日常的・緊急時等に祖父母等に子どもを見てもらえる」と回答した割合に相当する人日を控除した量の見込みに対応できる事業量とし、体調不良児対応型は、量の見込みから、病児対応型の量の見込みを控除した事業量としました。現施設で対応できる量の見込みとなっていますので、今後も引き続き供給確保に努めます。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		2,302 人日	2,243 人日	2,178 人日	2,126 人日	2,080 人日
②確保方策	病児対応型	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
	体調不良児対応型	2,300 人日	2,250 人日	2,200 人日	2,150 人日	2,100 人日
②－①		198 人日	207 人日	222 人日	224 人日	220 人日

⑦　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）：小学生分

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、相互援助活動の連絡・調整等を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>対象年齢</td><td>小学生</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）：１箇所（親子ふれあいランド）
・ＮＰＯ法人ぽっかぽかに委託
・会員数（平成 31 年度）：協力会員 76 人、依頼会員 90 人、両方会員４人

◎利用実績（延べ利用人数）<table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>合計</td><td>３６人日</td><td>５人日</td><td>０人日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく算出方法によらず、過去の最も多い利用実績を基に算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日
②確保方策	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日
②－①	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日

⑧　利用者支援事業

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とするもので、利用者の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>すべての妊産婦、乳幼児</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎実施箇所数（平成 31 年度）：1 箇所

<table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>母子保健型
（子育て世代包括支援センター）</td><td>0 箇所</td><td>0 箇所</td><td>1 箇所</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>現状で十分な相談を受けることができる体制が整えられています。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>現状を維持して対応することとします。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

⑨　妊婦健康診査

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査（診察、計測、各種検査を実施するとともに必要に応じて、保健指導を行う。）を実施する費用を助成する事業です。</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>全ての妊婦</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>妊娠届出時に母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診券（１４回分）を交付しています。
◎交付人数（平成 30 年度）：325 人
◎実施体制：県内の医療機関（産婦人科）に委託している。
◎実施場所：県内の医療機関（産婦人科）
◎利用実績
<table>
<tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr>
<tr><td>交付人数</td><td>302 人</td><td>290 人</td><td>325 人</td></tr>
<tr><td>延べ受診回数</td><td>3,449 回</td><td>3,204 回</td><td>3,184 回</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>０歳児の将来推計人口を基に妊婦健康診査受診券の交付人数を算出しました。この交付人数に過去３年間の 1 人当たりの平均受診回数を乗じて延べ受診回数を算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>市内のみならず、県内の医療機関（産婦人科）で受診することができ、量の見込みに対応できる体制であることから、現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保します。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①量の見込み</td><td>交付人数</td><td>282 人</td><td>274 人</td><td>269 人</td><td>262 人</td><td>259 人</td></tr>
<tr><td>健診回数</td><td>3,102 回</td><td>3,014 回</td><td>2,959 回</td><td>2,882 回</td><td>2,849 回</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td>交付人数</td><td>282 人</td><td>274 人</td><td>269 人</td><td>262 人</td><td>259 人</td></tr>
<tr><td>健診回数</td><td>3,102 回</td><td>3,014 回</td><td>2,959 回</td><td>2,882 回</td><td>2,849 回</td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td colspan="5">県内の医療機関（産婦人科）</td></tr>
<tr><td>実施体制</td><td colspan="5">県医師会を通して委託した県内の医療機関（産婦人科）</td></tr>
<tr><td>検査項目</td><td colspan="5">七尾市妊産婦及び乳児一般健康診査事業実施要綱に定める項目</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td colspan="5">①妊娠初期～12 週：1 回
②妊娠 12 週～23 週：4 週間に 1 回
③妊娠 24 週～35 週：2 週間に 1 回
④妊娠 36 週～分娩：1 週間に 1 回</td></tr>
</table>

⑩　乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>生後２か月の乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>生後２か月の乳児のいる全ての家庭</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎訪問実施人数（平成 30 年度）：260 人（実人数）
◎実施体制：市職員（保健師）13 人
◎実施機関：七尾市（健康推進課）
◎利用実績
<table>
<tr><th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr>
<tr><td>実人数</td><td>298 人</td><td>281 人</td><td>260 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>０歳児の将来推計人口を基に算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>①量の見込み</td><td>実人数</td><td>256 人</td><td>248 人</td><td>243 人</td><td>238 人</td><td>235 人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②確保方策</td><td>実人数</td><td>256 人</td><td>248 人</td><td>243 人</td><td>238 人</td><td>235 人</td></tr>
<tr><td>実施体制</td><td colspan="5">市職員（保健師）13 人</td></tr>
<tr><td>実施機関</td><td colspan="5">七尾市（健康推進課）</td></tr>
</table>

⑪　養育支援訪問事業

【事業の概要】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td>養育支援が必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>養育支援が必要な家庭</td></tr>
<tr><td>現　　状</td><td>◎訪問実施人数（平成 30 年度）：14 人（実人数）
◎実施体制：市職員（保健師）13 人
◎実施機関：七尾市（健康推進課）
◎利用実績
<table>
<tr><th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr>
<tr><td>実人数</td><td>15 人</td><td>16 人</td><td>14 人</td></tr>
<tr><td>延べ訪問件数</td><td>25 件</td><td>27 件</td><td>25 件</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>過去 5 年間の乳児家庭全戸訪問対象件数に対する養育支援訪問実施件数の割合の平均に各年度の将来推計人口を乗じて算出しました。</td></tr>
<tr><td>確保方策の考え方</td><td>量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。</td></tr>
</table>

【量の見込みと確保方策】

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>①量の見込み</td><td>実人数</td><td>１４人</td><td>１４人</td><td>１４人</td><td>１３人</td><td>１３人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②確保方策</td><td>実人数</td><td>１４人</td><td>１４人</td><td>１４人</td><td>１３人</td><td>１３人</td></tr>
<tr><td>実施体制</td><td colspan="5">市職員（保健師）１３人</td></tr>
<tr><td>実施機関</td><td colspan="5">七尾市（健康推進課）</td></tr>
</table>

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者が各施設事業者へ支払う日用品、文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用を補助する事業です。

【現　　状】

本市では該当者がいるため、実施しています。

【量の見込みと確保方策】

国の動向に応じ助成を行っていきます。

⑬　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の概要】

保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

また、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

【現　　状】

本市では実施していません。

【量の見込みと確保方策】

待機児童がいないことから、新規参入事業者に対する事業は実施する予定はありません。

また、特別な支援を必要とする子どもに係る補助については、必要に応じて確保方策を検討します。

第５章　子ども・子育て支援関連施策の展開

本章では、第３章で示した計画の理念と３つの基本目標にもとづく施策の方向性を示し、それぞれの施策の方向性のもとに、計画期間中に本市が計画する各種施策の展開内容を示します。

なお、本章で示す施策展開では、第４章で示した子ども・子育て支援新制度に基づく事業を、平成２７年度から平成 31 年度まで行ってきた第 1 期計画から継承する各種施策とともに、個別の施策として位置付け、推進していきます。

１　施策の体系

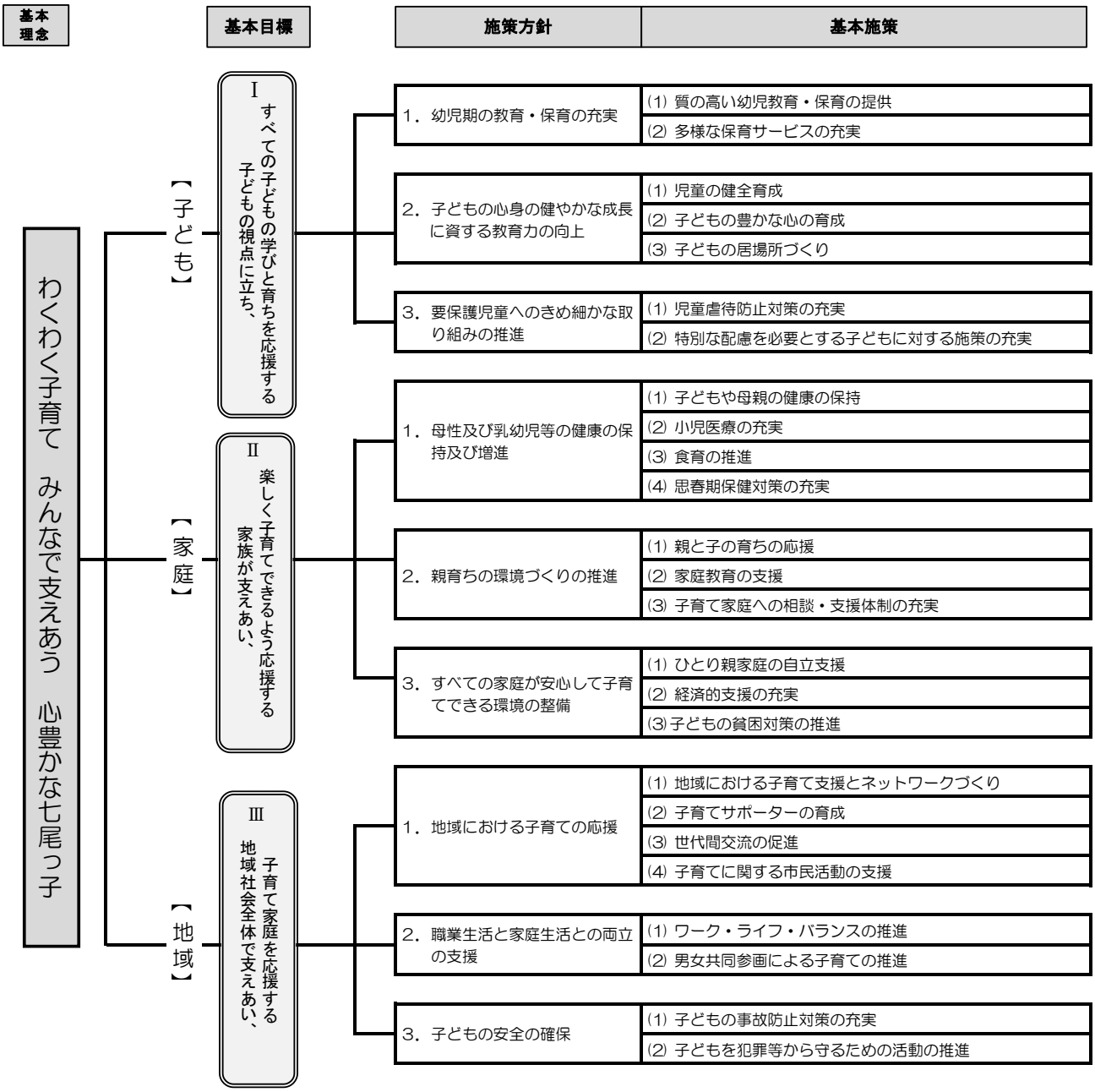

基本目標Ⅰに対応する施策の展開

Ⅰ 子どもの視点に立ち、すべての子どもの学びと育ちを応援する

１ 幼児期の教育・保育の充実

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の確保や質の向上に努めます。

（１）質の高い幼児教育・保育の提供

〔主な事業〕 認定こども園、保育園等の設置・運営
公開保育の実施
保育士・保育教諭等の研修の実施
保育士の確保

（２）多様な保育サービスの充実

〔主な事業〕 延長保育
一時預かり
病児・病後児保育
休日保育
ショートステイ（短期入所生活援助事業）
トワイライトステイ（夜間養護等事業）
子育て応援サービス券の交付

２ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育力の向上

子どもたちが様々な活動を通じて健やかに育つよう、身近な場所で安全に遊び、学べる居場所づくりや地域の人々とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを進めます。

（１）児童の健全育成

〔主な事業〕 放課後児童クラブの設置・運営
非行・被害防止講座の開催
ピュアキッズスクールの開催

（２）子どもの豊かな心の育成

〔主な事業〕　農業体験・自然体験活動の実施
奉仕活動等の推進
ふるさと学習の推進
文化活動や演劇鑑賞機会の充実

（３）子どもの居場所づくり

〔主な事業〕　児童の居場所・遊び場づくり
保育園施設開放による親子ふれあいの場の提供
中高生の居場所づくり

３　要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援策の充実と関係機関・団体と連携強化を図ります。また、障害児や保護者の養護が不適切な環境に置かれている児童など、保護を要する児童が地域で安心して共に生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により総合的な取組みを推進します。

（１）児童虐待防止対策の充実

〔主な事業〕　要保護児童対策地域協議会の運営
虐待防止啓発活動の実施

（２）特別な配慮を必要とする子どもに対する施策の充実

〔主な事業〕　育児支援体制の充実と関係機関の連携
母子保健福祉連絡会の開催
障害児の自立や社会参加に向けた療育相談
ポーテージ教室の実施
障害児保育の実施（健やか児療育連絡会）

基本目標Ⅱに対応する施策の展開

Ⅱ　家族が支えあい、楽しく子育てできるよう応援する

１　母性及び乳幼児等の健康の保持及び増進

子どもを安心して生み育てられ、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育てまでの母と子の健康の保持及び増進を図ります。

（１）子どもや母親の健康の保持

〔主な事業〕　妊産婦・乳幼児健康診査の実施
妊産婦・乳児相談の実施
乳幼児家庭訪問等による育児情報の提供や健康状態の把握
むし歯予防健診の実施
ブラッシング教室の実施
予防接種事業の実施

（２）小児医療の充実

〔主な事業〕　小児休日当番医体制の充実
小児救急制度等の教育

（３）食育の推進

〔主な事業〕　妊娠中からの食習慣の形成支援
食育教育の実施
離乳食、幼児食相談の実施
「早寝 早起き 朝ごはん」の推進
郷土料理や行事食の普及啓発
親子料理教室

（４）思春期保健対策の充実

〔主な事業〕　性教育の実施
喫煙・アルコール・薬物乱用防止教育の実施

２　親育ちの環境づくりの推進

子育てをする親が自信と責任を持ち主体的に子育てができるよう、また、子育ての楽しさが実感できるよう、子育てに関わる相談や情報提供、学習機会や親同士の交流の場などの充実を図り、親育ち力の強化に向けて取り組みます。

（１）親と子の育ちの応援

〔主な事業〕　親としての意識の向上支援
親同士の交流活動の場の充実
ブックスタート、ブックリスト
出産祝金の交付

（２）家庭教育の支援

〔主な事業〕　家庭教育についての情報交換の場の提供

（３）子育て家庭への相談・支援体制の充実

〔主な事業〕　児童相談の充実
女性相談・女性なんでも相談の充実
子育て支援コーディネーターの配置
子育て支援情報の提供
子育てワンストップサービスの充実

３　すべての家庭が安心して子育てできる環境の整備

すべての家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援の充実と各種制度の周知を図ります。また、ひとり親家庭の経済的支援、就労支援、生活支援を通じて、生活の安定と自立に向けて支援を行います。

（１）ひとり親家庭の自立支援

〔主な事業〕　児童扶養手当の支給
医療費の助成
放課後児童クラブの利用支援
ひとり親の能力開発支援
ひとり親の資格取得支援
ひとり親家庭の日常生活支援
ひとり親の就業支援

（２）経済的支援の充実

〔主な事業〕　児童手当の支給
子ども医療費の助成

（３）子どもの貧困対策の推進

〔主な事業〕　生活困窮者世帯等への学習支援
就学援助費の支給
児童扶養手当の支給（再掲）
ひとり親の能力開発支援（再掲）
ひとり親の資格取得支援（再掲）

基本目標Ⅲに対応する施策の展開

Ⅲ　地域社会全体で支えあい、子育て家庭を応援する

１　地域における子育ての応援

子どもが身近な地域において心身共に健やかに成長することができるよう、また、子育て家庭の孤立化や育児不安を解消できるよう、子育てを応援できる地域づくりを進めます。

（１）地域における子育て支援とネットワークづくり

〔主な事業〕　地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の充実
赤ちゃんの駅の設置
家庭・地域・学校の連携強化

（２）子育てサポーターの育成

〔主な事業〕　ファミリー・サポート・センターの設置
放課後児童支援員等の研修
地域で子育てできる人材の発掘・育成

（３）世代間交流の促進

〔主な事業〕　幼児と高齢者の交流活動の推進
地域づくり協議会の地域交流活動支援

（４）子育てに関する市民活動の支援

〔主な事業〕　みらい子育てネットの活動支援
絵本の読み聞かせ等のボランティアの育成支援

２　職業生活と家庭生活との両立の支援

仕事と家庭生活とを両立するため、男女共に働き方の見直しを含めた啓発活動を進めます。また、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力し合えるよう、男女共同参画による子育てを推進します。

（１）ワーク・ライフ・バランスの推進

〔主な事業〕　育児休業制度の普及啓発
七尾市勤労者育児休業等の生活資金融資制度の利用促進

（２）男女共同参画による子育ての推進

〔主な事業〕　父親の保育参加の促進
育児出前講座の実施

３　子どもの安全の確保

子どもたちを不慮の事故や交通事故、犯罪から守るため、警察、認定こども園、保育園、学校、地域、関係民間団体と連携・協力体制の強化を図り、総合的な事故防止対策を推進します。

（１）子どもの事故防止対策の充実

〔主な事業〕　子どもの事故防止の啓発活動の実施
子どもの事故予防指導の実施
交通安全教室の実施
交通指導の実施
通学路安全プログラムの推進（交通安全）

（２）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

〔主な事業〕　子ども 110 番の家の設置
学校安全運動の推進
通学路安全プログラムの推進（防犯）

第６章　子ども・子育て支援事業計画の推進と点検・評価

１ 子ども・子育て支援事業計画推進の基本姿勢

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係各課が密に連携し、市民にとってわかりやすい実施体制をとることが重要です。同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などが、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働して取り組むことを基本姿勢とします。

２ 事業の点検・評価と達成状況の報告

計画期間の５か年の間、毎年本計画第４章、第５章に記載した施設の確保や施策の実施状況など、子ども・子育て支援事業の達成状況を点検・評価し、これを七尾市子ども・子育て会議（七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会）に報告します。

七尾市子ども・子育て会議では、計画された施策がより確実に実施され、必要な場合には変更が行われるよう提言を行います。

３ 事業の実施状況等の公開とＰＤＣＡサイクル

計画実施状況の点検・評価及び、それらに関する七尾市子ども・子育て会議での検討結果について、市民に情報を公開するとともに、石川県を通じて国に必要な報告を行います。

点検・評価結果に基づき、事業計画の見直しを適宜図り、「ＰＬＡＮ（計画の再策定・修正）→ＤＯ（計画事業の実施）→ＣＨＥＣＫ（計画事業の実施状況の点検・評価、報告・公開）→ＡＣＴＩＯＮ（事業の継続または計画事業の見直し）」というＰＤＣＡサイクルを回しながら、計画事業を計画の主旨に照らし、より意義や価値の高いものにしていきます。

資料編

1 七尾市子ども・子育て会議委員名簿

（順不同、敬称略）

	所属・団体名等	氏　名
1	石川県能登中部保健福祉センター	板谷　玲子
2	七尾市民生委員児童委員協議会	稲田　ソト子
3	七尾市立小中学校校長会	岩﨑　洋文
4	七尾市 PTA 連合会	此内　泰司
5	七尾鹿島保護区保護司会	鴻野　俊雄
6	市民代表	国分　由紀子
7	七尾市法人立保育連絡協議会	櫻井　定宗
8	市民代表	鷹合　万里子
9	七尾市保育士会	宮本　玲子
10	㈠社)七尾市医師会	中谷　茂和
11	石川県立七尾特別支援学校	樋口　博司
12	七尾市法人立保育連絡協議会	前濱　亨一
13	石川県七尾児童相談所	宮下　千代子
14	七尾市地区社会福祉協議会連合会	若林　稔

2 計画策定までの経緯

年　月　日	事　項
平成３０年１０月１０日	平成３０年度第１回七尾市子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について
平成３１年　２月２０日 ～　３月　１日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
令和　元年　６月２７日	令和元年度第１回七尾市健康福祉審議会 市長から七尾市健康福祉審議会へ諮問
１０月１０日	令和元年度第１回七尾市子ども・子育て会議 ニーズ調査実施結果の概要について
１１月２９日	令和元年度第２回七尾市子ども・子育て会議 七尾市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和　２年　１月２１日	令和元年度第３回七尾市子ども・子育て会議 七尾市子ども・子育て支援事業計画（案）について
１月３０日	令和元年度第２回七尾市健康福祉審議会 七尾市子ども・子育て支援事業計画（案）について
１月３１日 ～　２月１４日	パブリックコメントの実施
２月２０日	令和元年度第３回七尾市健康福祉審議会 七尾市子ども・子育て支援事業計画（案）について
２月２５日	七尾市健康福祉審議会から市長へ答申

３ 用語説明

あ

【赤ちゃんの駅】

市内児童福祉施設等の子育て家庭が利用する施設において、授乳やおむつ替え等ができるものを設置すること。

【一時預かり】

保育園等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、児童を一時的に預かること。

【延長保育】

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の 11 時間及び保育短時間の８時間）を超えて保育を行うこと。

か

【家庭的保育】

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が５人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行うもの。

【教育・保育施設】

認定こども園法第二条第六項に規定する「認定こども園」、学校教育法第一条に規定する「幼稚園」及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する「保育所」のこと。

【子ども・子育て関連３法】

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。

【子育て応援サービス券】

出生児の保護者に対して、一時預かり、病児・病後児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部として利用できる子育て応援サービス券を支給するもの。

【子育て支援コーディネーター】

子育て支援に関する情報を一元的に把握し、ニーズに対応して提供する専門家である子育て支援コーディネーターを子育て支援センターや認定こども園、保育園などに配置し、家庭での保育サービスを計画的かつ継続的に利用できるよう子育て支援プランを策定するもの。

【子育て世代包括支援センター】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

【子育てワンストップサービス】

自治体の子育てに関する行政サービスの検索やオンラインでの手続き申請ができるサービスの総称のこと。

さ

【事業所内保育】

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行うもの。

【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育園（教育・保育施設）を通じた共通の給付をすること。

【市町村子ども・子育て支援事業計画】

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成するもの。

【市町村等が設置する「子ども・子育て会議」】

子ども・子育て支援法第 77 条第１項の規定に基づく市町村における「審議会その他合議制の機関」のこと。

【児童手当】

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前までの子どもを養育している方に手当を支給するもの。

【児童扶養手当】

離婚などにより、父又は母と同一生計にない児童を養育しているひとり親家庭等の養育者に児童扶養手当を支給するもの。

【小規模保育】

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６ 人以上 19 人以下で保育を行うもの。

【小児休日当番医】

医師会等の協力のもと、市内小児科医の輪番制により休日の小児救急医療体制を確保するもの。

【ショートステイ（子育て短期支援事業）】

保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に一定期間、養育・保護を行うこと。

【健やか児療育連絡会】

健やか児（障害児）や気になる子等の健やかな成長を願い、特別な配慮を必要とするケースについて、定期的に多種職の専門機関が集まり、指導内容や就学問題等を検討すること。

た

【地域型保育事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行うもの。

【地域子育て支援拠点事業】

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの。

【地域子ども子育て支援事業】

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等のこと。

【多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】

国の計画に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うもの。

【通学路安全プログラム】

通学路における危険箇所について、学校、教育委員会、地域、警察、道路管理者等関係機関が連携して必要な対策を検討・実施する仕組みのこと。

【トワイライトステイ（夜間養護等事業）】

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行うこと。

な

【乳児家庭全戸訪問】

生後２か月の乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握を行うこと。

【認定こども園】

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つの類型があり、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できるもの。

【妊婦健康診査】

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査（診察、計測、各種検査を実施するとともに必要に応じて、保健指導を行う。）を実施する費用を助成すること。

は

【ピュアキッズスクール】

警察署の協力のもと、小学校・中学校で行う、「やっていいこと、悪いこと」を自分で考えながら、社会のルールを守って行動できるようになるための授業のこと。

【病児・病後児保育】

保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育園等において一時的に保育すること。

【ファミリー・サポート・センター】

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、相互援助活動の連絡・調整等を行うこと。

【ブックスタート】

生後３～４か月の乳児とその保護者に絵本等を配布し、乳児の言葉と心を育むとともに、育児を楽しむ機会を提供すること。

【ブックリスト】

生後１歳６か月の幼児とその保護者に子どもの成長段階に応じた幼児向けのブックリストを作成・配布すること。

【保育園】

保護者が労働や病気などのため、保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する施設のこと。

【保育の必要性の認定】

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みのこと。

【参考】認定区分

- １号認定子ども：満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ２ 号認定子ども：満 ３ 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ３号認定子ども：満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

【放課後児童クラブ】

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対して、適正な遊び場及び生活の場を提供し、健全に育成すること。

【ポーテージ教室】

発達障害児のための早期教育プログラムを行うこと。

ま

【みらい子育てネット】

「まちの子はみんなわが子」を合い言葉に子どもたちの健全育成を願って、地域ぐるみでボランティア活動をするもの。

や

【養育支援訪問】

養育支援が必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保すること。

【幼稚園】

満３歳から小学校就学までの幼児期の教育を行う教育施設のこと。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）すること。

【要保護児童対策地域協議会】

虐待をうけている児童の早期発見や要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関からなる協議会において、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行うもの。

【幼保連携型認定こども園】

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管するもの。

第２期七尾市子ども・子育て支援事業計画
令和２年３月

七尾市健康福祉部 子育て支援課
〒926-0811 七尾市御祓町１番地
TEL(0767)53-8419　FAX(0767)53-5990